

平成 22 年度

愛知県食品表示ウォッチャー研修会・依頼式を開催しました。

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源となっています。

しかし昨今、産地偽装や賞味期限の改ざんなど、食の安全・安心を揺るがす事件が相次いでいます。

愛知県は、適正な食品の表示を確保するため、消費者の方に表示状況を監視していただく「食品表示ウォッチャー」制度を平成 15 年度から実施しています。

ウォッチャーには、日常の買い物の際に食品の表示状況を観察し、その結果を年 3 回定期的に報告してもらうとともに、不適切な表示事例を発見した場合には速やかに報告していただいています。

昨年度から、このウォッチャーを県内で 150 名から 200 名に増員し、監視体制を強化しています。

6 月 7 日（月）、西三河総合庁舎で開催した、西三河及び豊田加茂地域のウォッチャーを対象とした研修会・依頼式に、41 名の方が参加しました。

研修会で、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（通称：J A S 法）に基づく生鮮食品の農産物や畜産物の他に水産物や加工食品の表示方法、ウォッチャーの活動内容及び監視の対象となる食品販売店などを講義し、食品表示に対する理解を深めていただきました。

研修会を受講された 41 名の方に、ウォッチャーとして 1 年間、食品表示の監視活動を行っていただけるよう、依頼状を交付しました。



担当者による食品表示制度の研修



西三河農林水産事務所長による依頼状交付